

兵庫県立但馬ドーム  
及び  
豊岡市立神鍋野外スポーツ公園

指定管理者 管理基準書  
(再公募)

令和4年11月

兵 庫 県  
豊 岡 市

# 目 次

<b>I 維持管理</b> . . . . .	1
1. 共通事項 . . . . .	1
ア. 目的 . . . . .	1
イ. 管理方針 . . . . .	1
ウ. 点検 . . . . .	1
エ. 修繕 . . . . .	1
2. 建物管理 . . . . .	1
3. 外構・工作物管理 . . . . .	2
4. 設備管理 . . . . .	2
ア. 電気設備 . . . . .	2
イ. 給排水設備 . . . . .	3
ウ. 消防設備 . . . . .	5
エ. 空調設備 . . . . .	6
オ. エレベーター設備 . . . . .	7
カ. 可動設備 . . . . .	8
キ. 屋外設備 . . . . .	8
5. 清掃 . . . . .	8
ア. 建築物、敷地内清掃 . . . . .	8
イ. 害虫駆除 . . . . .	10
6. 警備 . . . . .	10
7. 芝生グラウンド管理 . . . . .	11
8. 植栽（樹木・芝・花壇等）管理 . . . . .	12
9. 備品管理 . . . . .	12
10. 積雪対策 . . . . .	12
11. 計画修繕及びリニューアル後の行事の準備に関する業務 . . . . .	12
<b>II 運営管理</b> . . . . .	12
1. 安全巡視 . . . . .	12
2. 利用指導 . . . . .	13
3. 利用許可 . . . . .	13
4. 利用料金の收受 . . . . .	13
5. トレーニング室の運営 . . . . .	15
6. 利用促進及び県民参画の取り組み . . . . .	15
7. 運営協議会の開催 . . . . .	16
<b>III 緊急時に対する措置</b> . . . . .	16
1. 災害・事故への対応 . . . . .	16
2. 保険加入 . . . . .	17
<b>IV その他</b> . . . . .	17
1. 自主事業の実施 . . . . .	17
2. 県及び市への報告 . . . . .	17
3. 県及び市への損害賠償 . . . . .	17
4. 県及び市、関係機関との連絡調整等 . . . . .	17
<b>別紙 I（設備概要）</b> . . . . .	28

## I 維持管理

### 1. 共通事項

#### ア. 目的

兵庫県立但馬ドーム（以下「ドーム」という）及び豊岡市立神鍋野外スポーツ公園（以下「スポーツ公園」という）が、それぞれの設置及び管理に関する条例に規定する目的に応じて利用される際に支障が生じないように、建物及び設備等の性能及び機能を常時適切な状態に維持管理することを目的とする。

#### イ. 管理方針

利用者が安心して快適にドーム及びスポーツ公園（以下「両施設」という）を利用できるように、次の考え方により常時良好な状態を維持する。

- (1) 維持管理は、予防保全を基本とすること。
- (2) 施設環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。
- (3) 建築物（附帯設備を含む）が有する性能を保つこと。
- (4) 劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
- (5) 省資源、省エネルギーに努めること。
- (6) 建物等の財産価値の存続を図ること。
- (7) 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。

#### ウ. 点検

指定管理者は、主として目視により行う「日常点検」を実施するとともに、施設の機能維持及び法令等に定められた事項の確認を目的とする「定期点検」を実施するものとする。

指定管理者は、点検結果を書面により作成し、兵庫県（以下「県」という）あるいは豊岡市（以下「市」という）が報告を求めた場合には、速やかに提出できるよう管理しておくものとする。

なお、県あるいは市への報告の際には、必要に応じ、施設・設備等の劣化・損傷状況等を示す写真・図面等も提出するものとする。

#### エ. 修繕

指定管理者は、施設・設備の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕を速やかに行うものとする。また、大規模な修繕が必要な場合は、県あるいは市と協議のうえ、修繕費用の負担区分を決定し、ドームについては、指定管理者が修繕を実施するものとし、スポーツ公園については、豊岡市が修繕を実施するものとする。

なお、指定管理者は、修繕に着手するまでの間及び修繕中に、第三者に危害が及ばないように、適切な安全確保策を講じるものとする。

※ 「日常的な維持管理に必要な修繕」とは、「損傷又は劣化した施設又は設備機器の機能を実質上支障のない状態にまで回復させる修繕」を意味するものとし、消耗品の交換を含むものとする。

※ 「大規模な修繕」とは、「日常的な維持管理に必要な修繕」の範囲を超えるものとする。

### 2. 建物管理

指定管理者は、建物管理の実施にあたって、日常点検と定期点検の具体的な内容を盛り込んだ点検計画を作成するものとする。

(対象) ドーム棟、センター棟

(業務内容)

(1) 頻度

- ① 日常点検 1回/日
- ② 定期点検 2回/年(6か月毎)

(2) 内容

指定管理者が作成した点検計画による。

※ 指定管理者は、特に雨天・積雪時の来場者の転倒等の未然防止に努めるものとする。

### 3. 外構・工作物管理

(対象)

両施設の敷地全域の外構施設・工作物

(駐車場、環境発見遊具、調整池、水循環装置等を含む)

(業務内容)

(1) 頻度

- ① 日常点検 1回/日
- ② 定期点検 1回/1週間

(2) 内容

① 駐車場

- I 路面の傷み、側溝や溝蓋の損傷の有無の点検
- II 利用者以外や長期無断駐車車両の確認、及び発見後の適切な対応
- III 駐車場内に秩序正しく効率的に駐車できるよう案内の表示と案内表示が不鮮明になった場合の補修の実施
- IV 駐車場内での事故防止のための視界確保と路面補修の実施

② 環境発見遊具

接合部の緩み、木やせによるネジなど金具類の露出・ぐらつき、損傷など、安全利用に支障をきたす不具合箇所の有無の目視による点検、及び実際に遊具を作動させることによる不具合箇所の早期発見と適切な対応

③ 調整池

堤体の損傷の防止を目的とする洪水吐等の雑草等の除去

④ 水循環装置

散水用に設置されている水循環装置の適正な管理

(修繕)

センター棟入口、ドーム棟前広場等の敷レンガブロック部分は、車両進入禁止箇所として  
いる。このため、緊急時以外の車等の進入による損傷したと認められる場合の修繕費につ  
いては、指定管理者の負担とする。

### 4. 設備管理

#### ア. 電気設備

(対象)

両施設の電気設備

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、両施設の受変電設備並びに発電設備、電気配線等電気設備がその機能を十分に発揮できるよう、適正な管理を行うものとする。

(1) 一般事項

- ① 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程、電気通信事業法、及び労働安全衛生規則等を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- ② 電気設備の点検及び保守の際は、原則として停電させた安全な状態で作業を行うものとし、やむをえず通電したままの状態で行う必要がある場合には、必ず絶縁用防具、保護具等を用い、安全に十二分に配慮しながら行うものとする。
- ③ 停電予告等の関係方面への連絡は、十分な時間的余裕を持って実施し、作業完了後は完全に原状回復されていることを確認するものとする。
- ④ 点検及び保守の際に必要な機器等の清掃及び後片づけに伴い、機器周辺についても清掃を行うものとする。

(2) 発電設備、引込設備、受電設備、配電設備、二次変電設備、負荷設備

- ① 点検及び保守は、別表〔1〕〔2〕を参照し適切に行うものとする。
- ② 発電設備
  - I 発電設備は、常用電源が停電した場合に保安設備及び防災設備への電力供給のために設置されており、建築基準法で定める「予備電源」、消防法で定める「非常電源」がある。それぞれの関係法令の定めに基づき、必要な点検を実施し報告義務に対応するものとする。

なお、別表〔1〕〔2〕記載の内容以外に、予防保全の観点から必要な最低水準の点検も実施するものとする。
  - II 非常用予備発電装置の点検及び保守は、始動性能を確認、外観点検及び各構成機器等の機能点検を行うものであり、始動性能確認では、常用電源が停電してから所定の時間内に発電電圧が確立することを確認し、5分程度の無負荷運転を行い、運転状態の良否及び故障の有無を確認するものとする。

(設備容量)

- (1) 受電設備の総容量及び電圧  
1, 600KVA 6.6KV
- (2) 非常用予備発電装置の定格容量・電圧及び原動機の種類  
200KVA (168KW) 220V
- (3) 契約電力  
550KW

## イ. 給排水設備

(対象)

両施設の給排水設備

(設備内容)

受水槽 (ドーム棟20立米 2台)  
汚水槽 (ドーム棟20立米 1台、環境発見遊具5立米 1台)

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、両施設の給排水設備が常にその機能を十分に発揮できるよう、適正な管理を行うものとする。

- (1) 受水槽

① 一般事項

水道法及び同法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則並びに同法に基づく厚生労働省告示、関係地方自治体条例の定めを遵守するものとし、年1回の清掃・消毒等と水質検査及び残留塩素濃度の測定を行うとともに、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

② 清掃

I 一般事項

- ・ 作業は健康状態の良好な者が行うこと。
- ・ 作業服及び使用器具はそれぞれの設備専用のものであること。また、作業が衛生的に実施されるよう配慮すること。
- ・ 受水槽内の照明、換気等に注意して事故防止に努めること。
- ・ 高架水槽の清掃は、受水槽の清掃と同一日に実施すること。

II 業務内容

- ・ 高架水槽の清掃は、受水槽の清掃終了後に行うこと。
- ・ 受水槽内の沈殿物、浮遊物質及び壁面に付着した物質を除去し洗浄すること。
- ・ 洗浄に使用した水は受水槽外に完全に排出し、受水槽周辺の清掃を行うこと。
- ・ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が受水槽内に流入しないようにすること。

③ 消毒

I 清掃終了後、塩素剤を用いて受水槽内を消毒すること。

II 消毒薬としては、有効塩素 50～100mg 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を要する塩素剤を用いること。

III 消毒の範囲は、受水槽内の全壁面、床面及び天井下面とし、消毒薬を噴霧するかブラシ等を利用して行うこと。

IV 消毒に用いた排水は、完全に受水槽外に排出すること。

V 消毒終了後は、受水槽内への人の立ち入りを禁止する措置を講じること。

④ 水張り

消毒後の受水槽内の水洗い及び受水槽内への上水の注入は、消毒終了後、少なくとも30分以上経過してから行うこと。

⑤ 汚泥の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。

⑥ 水質検査及び残留塩素の測定

受水槽への水張り終了後、給水栓及び受水槽の水について、下表に左欄に掲げる項目について、同表中欄に掲げる基準に基づき、同表右欄に掲げる方法で、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

水質検査及び残留塩素の測定

項目	基準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
濁度	2度以下	
臭気味	異常でないこと（但し、消毒にするものを除く） 異常でないこと（但し、消毒によるものを除く）	
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 0.2mg/リットル 結合残留塩素の場合は 1.5mg/リットル	原則としてオルト・トリジン法又はDPD法

(2) 汚水槽

① 一般事項

下水道法及び同法施行令、同法施行規則、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則並びに同法に基づく厚生労働省告示を遵守するものとし、年2回の清掃・汚泥等の処理を行うとともに、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

## ② 清掃

### I 一般事項

- ・ 汚水槽清掃は、排水の質、量及び水槽の容量に応じ、6か月に1回行うこと。
- ・ 蚊、蠅等の発生の防止に努め清潔を保持すること。
- ・ 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意すること。
- ・ 清掃に用いる照明器具は防爆型で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
- ・ 汚水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保すること。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。
- ・ 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場又は尿尿浄化槽の機能を阻害することのないよう留意すること。

### II 業務内容

- ・ 汚水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。
- ・ 流入管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。

## ③ 汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。

## ④ 水張り

清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認すること。

## ウ. 消防設備

(対象)

両施設の消防設備

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、両施設の消防設備が常にその機能を十分に発揮できるよう、適正な管理を行うものとする。

- (1) 消防法及び同法施行令並びに同法施行規則、及び関係告示等の定めを遵守するものとする。
- (2) 点検にあたっては事故防止に努めるとともに、点検対象設備等の概要、状態等を十分把握すること。
- (3) 点検終了後は、電源電圧、スイッチ類、収納状態等が原状回復されているかを複数回確認すること。
- (4) 点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)」及び「消防法施行規則の規程に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式(昭和50年4月1日消防庁告示第3号)」に定めるところにより適正に実施するものとする。なお、必要に応じ保守・修理その他の措置を講じるものとする。

- ① 作動点検及び外観・機能点検は、6か月に1回実施するものとし、施設全体の消防設備を作動させ総合的な機能を確認する総合点検を年1回実施すること。

- ② 作動点検は消防用設備等に付置される非常用電源（自家用発電設備）等の作動状況を、外観点検は消防用設備等の配置・損傷等の有無その他主として外観から判別出来る事項を、機能点検は消防用設備等の機器の機能について外観又は簡易操作により判別出来る事項を、それぞれ消防用設備等の種類に応じ法令等において定められた基準に従って点検するものとする。

設備内容及び年間点検回数

名 称	設備内容等	メーカー仕様	数量	回数
自動火災報知設備	受信機 GR型 231回線	能美防災	1	2
	副受信機 231回線	能美防災	1	2
	差動式スポット型感知器	能美防災	31	2
	定温式スポット型感知器	能美防災	26	2
	煙式スポット型感知器	能美防災	142	2
	炎感知器制御盤 14回線	能美防災	1	2
	炎感知器	能美防災	24	2
	発信器	能美防災	22	2
屋内・屋外消火栓	加圧送水装置・操作盤	能美防災	1	2
	消火栓	能美防災	13	2
	起動用スイッチ	能美防災	13	2
	標識灯	能美防災	13	2
誘導灯	中型		75	2
防排煙・防火扉	扉		14	2
	シャッター		6	2
	排煙口		10	2
スプリンクラー	加圧送水装置・起動装置・操作盤	川本製作所	1	2
	ヘッド	能美防災	245	2
	自動警報弁		2	2
	送水口	立売掘製作所	2	2
	補助消火栓		9	2
消火器	10型		100	2
	50型		2	2
自家発電設備	200KVA 三相インバータ冷却方式	三菱重工	1	2
	蓄電池	松下電器産業	1	2
火災通報装置	装置本体		2	2
	遠隔起動装置		2	2
非常放送設備 ※ R4 更新予定	操作盤		1	2
	遠隔起動装置		1	2
	アンプ部		1	2
	スピーカー		1	2

## エ. 空調設備

(対象)

両施設の空調設備

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、両施設の空調設備が常にその機能を十分に発揮できるように、保守点検及び清掃の実施により適正な管理を行うものとする。



(1) 真空式温水機

- ① 消防法及び同法に基づく関係地方自治体の条例、危険物の規制に関する政令及び同規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の定めを遵守するものとする。
- ② 両施設の温水発生機は、燃料として、灯油を使用するものとする。
- ③ 点検は年1回とし、製造元である株式会社タクマの定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

(2) コンパクト型空気調和機

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則及びこれに基づく厚生労働省告示の定めを遵守するものとする。
- ② 点検は6か月毎に年2回実施するものとし、製造元である株式会社東洋製作所の定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

(3) 全熱交換機

- ① 点検は6か月毎に年2回実施するものとし、製造元である三菱電機株式会社の定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

(4) ファンコイルユニット

- ① 点検は6か月毎に年2回実施するものとし、製造元である三菱重工冷熱システム株式会社の定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

(5) チリングユニット点検

- ① 高圧ガス保安法、冷凍保安規則及び冷凍保安規則関係基準の定めを遵守するものとする。
- ② 点検は年1回とし、製造元である三菱重工冷熱システム株式会社の定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

(6) 空気自動制御機器

- ① 点検は年1回とし、製造元である山武ハネウエル株式会社の定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

(7) 空冷ヒートポンプ式空気調和機点検

- ① 高圧ガス保安法、冷凍保安規則及び冷凍保安規則関係基準の定めを遵守するものとする。
- ② 点検は室外機・室内機とも年1回とし、製造元である三菱重工業株式会社の定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

## オ. エレベーター設備

(対象)

ドーム内のエレベーター設備

※油圧式エレベータ フジテック株式会社製造（平成10年設置） 階床3階

乗用 定員13人 積載900kg 2基

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、エレベーター設備が常にその機能を十分に発揮できるように、適正な管理を行うものとする。

- (1) 建築基準法、関係地方自治体の条例、昇降機の維持管理に関する指針（平成28年2月19日）に定めるところによる。
- (2) 点検は1か月毎に1回実施するものとし、製造元であるフジテック株式会社の定める

点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。

## カ. 可動設備

(対象)

ドーム内の可動設備

(開閉屋根設備、昇降式ピッチャーマウンド、スコアボード、可動席ユニット・台車)

※製造者：三菱重工業株式会社（平成10年竣工）

(業務内容)

指定管理者は、下記項目を基準とし、ドーム内可動設備が常にその機能を十分に発揮できるように、適正な管理を行うものとする。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、建築基準法その他関係法規の定めを遵守するものとする。
- (2) 点検は、製造元である三菱重工業株式会社の定める点検要領に基づき適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。
- (3) 可動設備（開閉屋根設備、昇降式ピッチャーマウンド、スコアボード、可動席ユニット、台車）の点検は、6か月毎に1回実施するものとする。
- (4) 点検項目等は、別表3のとおりとする。

## キ. 屋外設備

(対象)

両施設内の屋外照明設備及び放送設備

(業務内容)

(1) 日常点検 1回/日

(2) 定期点検 1回/年

※ 照明の通常利用に支障が生じるまでに、定期的に電球交換を実施すること。

※ 雷雨の翌日などは、特に屋外設備に損傷がないか日常点検の際に留意すること。

## 5. 清掃

### ア. 建築物、敷地内清掃

(対象)

両施設の建築物及び敷地内

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、両施設の建築物及び敷地内の環境が常に清潔に保たれるよう、適正な管理を行うものとする。

(1) 人員及び作業時間

① 清掃作業員は、心身ともに健康で通常労働に耐えることのできる者であること。

② 作業時間と配置人員（※令和3年度の現状）

【4月1日～11月30日】

(A) 9時00分～15時45分 1名（休館日は休務）

(B) 8時45分～12時45分 1名（休館日は休務）

(C) 8時45分～12時00分 1名

【12月1日～3月31日】

- (A) 9時00分～15時45分 1名（休館日は休務）  
(B) 8時45分～12時45分 1名  
(C) 9時00分～12時00分 1名（週3日の勤務）

(2) 作業要領

- ① 清掃作業は、日常清掃と定期清掃に区分することとし、それぞれの区分における清掃基準は、下記及び別表4のとおりとする。
- ② 指定管理者は、清掃作業の実施にあたっては、あらかじめ作業計画を定めるものとする。
- ③ 清掃作業の実施にあたっては、両施設の業務内容を認識し業務に支障を生じないよう細心の注意を払うものとする。
- ④ 作業従事者は、指定の制服（作業服）を着用し、清潔端正を旨とし言語態度に留意し、利用者等に不快な念を与えないよう努めるものとする。
- ⑤ 清掃作業中は、盗難、火災、その他事故防止に努めるとともに、作業終了後は、窓・扉の施錠及び火元確認、不要電灯の消灯等に留意するものとする。
- ⑥ 清掃に使用する用具・材料等は、品質良好なものを使用するものとする。

(3) 報告

- ① 清掃業務の実施にあたっては、業務日誌を備え付け、清掃実施状況及び特記事項等を記録するものとする。
- ② 清掃作業中に施設の瑕疵や損傷箇所等を発見した場合は、業務日誌に記録するとともに、速やかに適切な処置を行うものとする。

(4) 作業基準

① 日常清掃

- ・床 : 掃き掃除又は吸引掃除すること。
- ・ガラス : 洗剤による洗浄後、乾拭き仕上げすること。
- ・ゴミ・吸い殻 : 各棟の屑入れのゴミ、吸い殻等を収集し、所定の場所へ搬出すること。なお、火気について特に注意すること。
- ・什器備品等 : 除塵後、拭き掃除すること。
- ・便所 : 床面腰面は水拭き仕上げするものとし、汚染箇所が残らないよう留意すること。  
便器は洗剤により洗浄後、薬剤により消毒すること。  
鏡は洗剤で洗浄後、乾拭きするものとし、汚れを完全に除去すること。  
衛生消耗品（支給品）を必要に応じ補充すること。  
汚物は、所定の場所に搬出すること。
- ・シャワー室 : 掃き掃除後、床面、壁面、腰壁等を洗剤により洗浄すること。  
浴槽は洗剤により洗浄すること。
- ・排水口 : 排水口等の中の雑物、汚泥等を除去し所定の場所に搬出すること。
- ・屋外 : 荒ゴミ（空き缶、空き瓶、ゴミ等）や吸い殻等を屑入れ等から収集し、所定の分別区分に従って分別の上、所定の場所へ搬出すること。  
また、敷地内に捨てられているゴミ、落ち葉等は適宜収集するとともに必要に応じて清掃・散水を行うなど、環境美化に努めること。  
さらに、周辺の雑草を除去し常に美観を維持すること。
- ・集水枡側溝 : 病害虫の発生を予防するため、適宜、集水枡内に堆積した土砂類等の除去に努めること。
- ・塵芥処理 : 日常収集した塵芥は、所定の分別区分に従って分別の上、所定の場に搬出すること。

② 定期清掃

- ・床面洗浄及びワックス掛け :

掃き掃除又は吸引掃除後に洗剤により洗浄し、汚水を除去し、乾燥後、ワックス塗布仕上げとすること。

## イ. 害虫駆除

(対象)

両施設内の建物及び敷地全域

(業務内容)

- (1) 指定管理者は、労働安全衛生法第65条、事務所衛生基準規則第7、9、10、15条の定めを遵守するものとする。
- (2) 駆除の方法及び回数
  - ① 鼠、昆虫等の防除目的で殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法（昭和35年法律第145号）の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いることとし、当該薬剤を床に噴霧するものとする。  
なお、噴霧場所は別紙図面に示す箇所とし、トイレについては全面散布を、それ以外の箇所は壁沿いに散布するものとする。
  - ② 実施回数は、6か月毎に1回とする。

## 6. 警備

(対象)

両施設の建物及び敷地内用地

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、両施設の警備を適正に行うものとする。

- (1) 警備時間

開館日	職員の退館時から翌日の職員入館時まで
休館日	24時間
- (2) 警備方法
  - ① NTTの断線監視装置を使用した機械警備とすること。
  - ② 火災の発報については、施設の受信機と結線すること。
  - ③ センター棟の最終退出口近くで目視により防犯警備セット及び解除の状況が確認できる設備機器とすること。
  - ④ センター棟の最終退出口には、カード方式によりセット及び解除が出来る機能とすること。

(第三者への警備業務の委託)

指定管理者が警備業務を第三者に委託しようとする場合には、警備機器の設置、当該機器に関わる付帯工事、契約解除時の機器の撤去等に要する経費の負担に関して、あらかじめ指定管理者と委託先との間で、協議・決定しておくものとする。

(警備機器)

- (1) 機器セット時及び解除時に使用する器具等は、容易に複製できないものであること。
- (2) ドーム棟の退出口とセンター棟の退出口及びセンター棟の監視室において操作を行うことができるとともに、入館・退館の記録が可能な機能を有するものであること。
- (3) 建物内、事務室内への侵入を感知できるものであること。
- (4) 警備機器自体が故障した場合は、判別機により窓は2～3枚でひとつ、人感知は個別

毎にわかる警備機器を設置すること。

- (5) 集中監視装置は、両施設に設置されたすべての端末機器の正常作動が常時確認でき、感知した信号内容が警備専用回線を通じ自動的に受信されるとともに、下記事項が明確に表示され、迅速に対応できるものであること。

〔表示信号〕 警備開始 正常警備中 侵入事故 火災事故 停電等の電気異常  
設備機器の異常（消火ポンプの設備） 警備解除

(異常信号受信措置)

- (1) 異常信号を受信した場合は、次のとおり対応するものとする。

- ① 受信した異常信号の内容に対応できる専門教育を受けたパトロール隊を15分以内に現場に急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたること。
- ② 異常事態を確認後、パトロール隊は警備業務委託先の警備センターにその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察署又は消防署へ通報すること。
- ③ あらかじめ定められた施設の緊急連絡者に即時に連絡するとともに、後刻、書面をもって対応状況等を報告すること。

- (2) 異常信号を受信し、前記の処置をとった後の復旧は、設置機器と同一品をもって復旧すること。

(機密の保持)

指定管理者及びその使用人は、契約期間中及び契約期間終了後といえども、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

- (1) 警備機器が正常に作動しない場合は、指定管理者の責任においてこれに代わるべき警備措置を直ちに講じること。また、専用N T T線に断線が生じた場合、あるいは停電の場合にも、適切な対応をすること。
- (2) 警備機器点検は、2か月に1回行うこと。
- (3) 休館日等に清掃業務を行う場合は、警備業務委託先が機器のセット及び解除を行うこと。

## 7. 芝生グラウンド管理

(対象)

スポーツ公園内の芝生グラウンド

(業務内容)

指定管理者は、下記事項を基準とし、スポーツ公園内の芝生グラウンドが常に円滑に使用できるよう、適正な管理を行うものとする。

- (1) 芝生を適切な状態に管理するため、必要に応じて芝刈り、除草、施肥、目土かけ等を行うこと。
- (2) 施設の利用に支障がないよう、芝生グラウンドの使用許可についての内規を定めているので、その改正の必要が生じた場合は市と協議すること。
- (3) 芝生の一部が損傷している場合は、適宜、移植・張替え・養生を行い、利用に支障がないよう管理すること。
- (4) 有害鳥獣により芝生グラウンドが傷まないように、適宜、必要な対策をとること。
- (5) 管理にあたっては、現状（公式試合の開催に対応出来る状況）の管理水準を維持すること。

## 8. 植栽（樹木・芝・花壇等）管理

（対象）

両施設敷地内全域の植栽

（業務内容）

指定管理者は、両施設内の植栽について、景観の保持のため、また、利用者が安心して快適に利用できるよう良好な状態を維持するため、下記事項を基準とし、刈り込み、剪定、施肥、病虫害駆除、かん水及び除草等必要な作業を行うものとする。

（1）日常点検 1回／日

（2）定期点検 1回／月

※植栽の刈り込み・剪定は、年間を平均して2か月に1回程度実施すること。

## 9. 備品管理

指定管理者は、両施設に備え付けの備品（車輛及び重要物品を含む）について、初期性能の維持を目標に、適切な点検・保守・修繕等を行い、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

また、指定管理者が、指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は、県又は市に帰属するものとする。

## 10. 積雪対策

指定管理者は、積雪時の施設や工作物の損傷を防ぎ、来場者の安全を確保するために、次の業務を行うものとする。

（1）ドーム棟に緊急車両が横付けできるように、進入路の除雪を常に行うこと。

（2）施設利用者の入館に支障がないように、駐車場や通路の除雪等を行うこと。

（3）地下水を利用した消雪装置があるので、1年に1回、降雪時まで点検を行い、利用に支障がないよう、維持管理すること。

## 11. 計画修繕及びリニューアル後の行事の準備に関する業務

ドームは令和2年度から「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づく3カ年に亘る計画修繕を行っている。従来からの土地・建物などの財産の適正な維持管理に加え、次の業務を行うものとする。

（1）ドームで実施する修繕工事の進行管理を適正に行うこと。

（2）県から受託する修繕工事の適正な実施を行うこと。

（3）修繕工事の完了後、適正な検査を行うこと。

（4）令和5年4月の施設再開に向けて、リニューアル後に実施する行事の企画・準備を行うこと。

## II 運営管理

### 1. 安全巡視

指定管理者は、下記事項を基準とし、両施設の利用における安全確保等に努めるものとする。

（パトロール）

（1）適用範囲：両施設の建物及び敷地内全域

- (2) 方法：適切に施設が利用されているか、他の利用者の利用を妨げたり著しい迷惑となる行為が行われていないか、または、不審者がいないかなどに注意してパトロールを行うものとする。

(緊急時連絡体制の構築)

指定管理者は、緊急時に備えて、病院、消防署、警察署、県及び市との緊急時連絡体制を整えるものとする。

(救護)

施設内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現場に急行し被害者等の保護と事件関係者の把握に努める。

状況に応じて、応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、必ず県及び市に事故、事件等の概要を報告すること。

## 2. 利用指導

指定管理者は、多目的グラウンド、芝生グラウンド、トレーニング室及び施設内工作物の利用方法の指導を行うものとする。

この際、特に安全な利用を重視するものとし、危険行為や迷惑行為の防止を図るものとする。

## 3. 利用許可

(施設利用の許可)

(1) 指定管理者は、兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例及び同管理規則、豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づき、施設利用の許可を行うものとする。

(2) 指定管理者は正当な理由がない限り、施設の利用を拒むことはできず、不当な差別的取扱いを行わないものとする。

(利用の受付等)

(1) 施設利用日の当日までに許可することを基本とするものとし、許可申請書の受付時間は午前9時～午後5時までとする。

なお、利用許可と同時に利用料金を徴収するものとする。

(2) 多目的グラウンド及び芝生グラウンドの全面を8時間以上連続して利用する場合は利用する日の1年6か月前の日の属する月の初日から、その他の施設については利用する日の1年前の日の属する月の初日から受付を開始するものとし、原則として先着順に許可するものとする。

(3) 窓口での受付のほか、電話による予約やその他利用希望者等からの問い合わせには臨機応変に対応するものとする。

## 4. 利用料金の収受

(利用料金徴収施設の運営)

指定管理者は、兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例及び同管理規則、豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づき、両施設の利用料金徴収施設を適切に管理運営するものとする。

(1) 利用を停止しているドーム棟グラウンドを除き、利用料金徴収施設の利用に際しては利用者から利用料金を徴収するものとする。

(2) ドームの利用料金の額は基準額に0.5を乗じて得た金額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で県の承認を得て定めることができるものとする。スポーツ

公園の利用料金の額は、利用料金の限度額の範囲内で市長の承認を得て定めることができるものとする。

(利用料金の減免等)

兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例及び豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、県又は市の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(1) 現行減免基準

① ドーム

ア 障害者に対する施設利用の減免

・個人利用

県内に居住している障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する者及びその介護者 1 名が利用する場合

減免率 1 / 2（付属設備は除く）

介護者が利用する場合の観覧料及び施設使用料を、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する者 1 人につきその介護者 1 人については無料とする。

・団体利用

利用者の主たる構成員が県内に居住している障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する者（構成員に介護者数は含めない）である場合

減免率 3 / 4（付属設備は除く）

イ 高齢者に対する減免

70 歳以上の高齢者が共同利用で多目的グラウンド及びトレーニング室を理世する場合

減免率 1 / 2

ウ 代替会場としての減免

荒天時の代替会場として、多目的グラウンドをドーム内の芝生グラウンドと合わせて許可申請し、当日が晴天となった理由等により多目的グラウンドを使用しなかった場合

減免率 1 / 2

② スポーツ公園

市長の承認を得て定める基準による。

《現在の承認状況》

障害者に対する施設利用の減免

・個人利用

県内に居住している障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する者

減免率 1 / 2（付属設備は除く）

介護者が利用する場合の観覧料及び施設使用料を、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する者 1 人につきその介護者 1 人については無料とする。

・団体利用

利用者の主たる構成員が県内に居住している障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する者（構成員に介護者数は含めない）である場合

減免率 3 / 4（付属設備は除く）

(2) 現行還付基準

① ドーム

ア 利用者の責めに帰すことができない理由により利用できなくなった場合  
当該利用料金の全額



- イ 利用の日の3日前（多目的グラウンドの利用にあつては45日前）までに利用の取消を申し出た場合で、やむを得ない理由があると認められる場合
  - 当該利用料金の全額
- ウ 利用者が利用内容の変更承認を受けた場合で、既に納めた利用料金の額が過納となった場合
  - 当該過納となった額
- エ 荒天時の代替会場として、多目的グラウンドをドーム内芝生グラウンドと併せて許可を受けたが、当日が晴天となった理由等により多目的グラウンドを使用しなかったため、利用料金の減免を受けた場合
  - 当該過納となった額
- ② スポーツ公園
  - 市長の承認を得て定める基準による。
  - 《現在の承認状況》
  - ア 利用者の責めに帰すことができない理由により利用できなくなった場合
    - 当該利用料金の全額
  - イ 利用の日の3日前までに利用の取消を申し出た場合で、やむを得ない理由があると認められる場合
    - 当該利用料金の全額
  - ウ 利用者が利用内容の変更承認を受けた場合で、既に納めた利用料金の額が過納となった場合
    - 当該過納となった額

(徴収金の管理)

両施設の徴収金は施設利用時をもって指定管理者の収入となるが、窓口で收受した現金のうち、ドーム棟利用収入は県の、センター棟及び芝生グラウンド利用収入は市の、それぞれの特定金融機関口座にすみやかに納入し適正に管理するものとする。

## 5. トレーニング室の運営

(運営方法)

指定管理者は、トレーニングに関する指導者として十分な能力と人格を備えた施設常勤職員を配置し、利用者の指導を行うものとする。

(業務時間)

9時から21時

(業務内容)

- (1) 新規利用者の健康状態のチェック
- (2) 利用者に応じたトレーニングメニューの作成
- (3) トレーニングマシンの使用方法の説明
- (4) トレーニングマシンの点検及び注油、清掃
- (5) トレーニング室利用に関する注意事項の説明やマナーの指導
- (6) 利用者数の計数
- (7) その他必要な業務

## 6. 利用促進及び県民参画の取り組み

(利用促進事業)

指定管理者は、施設の利用促進のために、スポーツ・文化教室等の事業を実施し、県民のニーズに応えるものとする。また、地域の交流や健康づくりの拠点として、施設特性を生かした事業を実施するものとする。

なお、事業の実施にあたっては、有料施設での利用のサービスに支障が出ないように、施設全体の運営バランスを考慮し、企画立案を行うものとする。

(広報)

指定管理者は、両施設そのものはもとより、両施設での催事内容等を、印刷物やホームページ等を利用し、県の内外を問わず広く案内・宣伝するものとする。

(県民参画の取り組み)

指定管理者は、利用者の施設へのニーズを的確に把握し、施設の魅力を高めることに努め、運営への県民の参画と協働の機会を増やし、多くの利用者に親しみある施設となるよう、住民参画による施設の管理運営について積極的に取り組むものとする。

(ファンクラブとの連携)

指定管理者は、但馬地域の住民を中心として組織するボランティアグループ「但馬ドーム応援隊（ファンクラブ）」の事務局機能を担うとともに、ファンクラブと協力し、施設運営及び事業実施することにより、地域における交流拠点としての一層の機能発揮に努めるものとする。

## 7. 運営協議会の開催

指定管理者は、地域交流の中核施設としてのドームの管理運営への県民参画や特色ある事業方策を検討するため、学識経験者、報道関係者、関係団体及び行政を構成員とする運営協議会を組織し、年1回以上、開催するものとする。

## Ⅲ 緊急時に対する措置

### 1. 災害・事故への対応

(災害への対応)

指定管理者は、両施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に留意して災害の未然防止、被災の最小化に努め、災害発生時には、適切かつ迅速な対応を行うものとする。

#### (1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、県及び市の担当部署の承認を得て、防災対策マニュアルを策定し、緊急時には基本的に同マニュアルに基づき行動するものとする。

#### (2) 災害復旧

##### ① 応急対応

危険回避のために必要な場合は、最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

##### ② 災害復旧のための協力を行うこと。

(事故への対応)

指定管理者は、事故、急病、けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを策定するものとする。

#### (1) 内容

人命の安全確保の優先、緊急連絡体制、職員行動計画など

## (2) 報告

重大な事故については必ず県及び市に報告するものとし、その他事故についても必要に応じて報告するものとする。

## (訓練・予防)

指定管理者は、緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うとともに、常に施設内を巡視し、利用者の危険行為に対して注意喚起を行うなど、災害・事故の予防対策に努めるものとする。

## 2. 保険加入

管理の瑕疵による事故等が発生した場合、指定管理者の責任となるので、施設運営を行うにあたり、必要となる各種保険に加入するものとする。

(加入が必要と考えられる主な保険) 火災保険、施設賠償保険、損害保険等

なお、センター棟については、火災保険は市が加入し、費用を負担するものとする。損害賠償責任保険等の契約及び負担は指定管理者が行うものとし、保険加入に当たっては、次の条件と同等以上の内容のものに加入することとする。

身体賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円

対物賠償 1事故につき2,000万円

免責金額 なし

## IV その他

### 1. 自主事業の実施

自主事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が県又は市の許可を得て、施設内において自らの責任で自主的に行う事業とする。指定管理者は、施設設置の趣旨・目的に沿ったもので、利用者のニーズに応える創意工夫を凝らした事業・サービスを実施できるものとする。

### 2. 県及び市への報告

(1) 指定管理者は、指定管理業務の開始に先立ち、両施設の現状確認を行い、台帳等と現状との異同等を県及び市に報告するものとする。

(2) 指定管理者は、利用状況、収支状況、維持管理作業等の実施状況について、日報に記録し、翌月の10日までに前月に係る施設利用状況、利用料金等収入額及び事業実施状況を県及び市に報告するものとする。

加えて会計年度終了後、事業報告書及び決算報告書を作成し、提出するものとする。

(3) 県及び市は、施設管理に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し、定期又は臨時に報告を求め、必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとする。

### 3. 県及び市への損害賠償

指定管理者は、業務の実施により、あるいは業務の不適切な実施により、県、市あるいは第三者に損害を与えた場合には、天災その他不可抗力によると認められる場合を除き、すべて賠償の責を負うものとする。

また、指定管理者は、業務の一部を外部委託した場合、指定期間中及び指定期間終了後に外部委託業者の責に帰すべき事由により、県、市あるいは第三者に損害が生じた場合にも、賠償の責を負うものとする。

### 4. 県及び市、関係機関との連絡調整等

指定管理者は、県及び市との連携を図るため、必要に応じて連絡調整会議を開催するほか、管理運営に際して生じた重要な事項については、速やかに県及び市に報告し、指示を受けるものとする。

また、その他関係機関とも必要に応じた十分な連携を図るものとする。

指定管理者は、両施設の管理運営に関し、県又は市から情報収集及び資料提出等の要請があった際には、速やかに対応するものとする。

指定管理者は、指定管理期間終了年度において、県及び市が実施する次期指定管理者公募に関し、施設構造の説明や設備操作方法等の現地説明並びに必要な資料作成等について、県及び市に協力するものとする。

電気設備保安管理業務 巡視・点検・測定試験基準

[別表1]

電気工作物		巡視・点検・測定試験項目	月次 点検 月1回	年次 点検 年1回
引込設備	電柱・支持物・区分開閉器 配線・ケーブル 避雷器・接地線 地中電線路	外観点検	○	○
		保護継電器との連動試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
受電設備 配電設備	受電室	外観点検	○	○
	キュービクル	計器指示値の確認	○	○
二次変電設備	遮断器 開閉器 断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器との連動試験		○
		絶縁油試験		○
		機能点検		○
	電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		二次漏洩電流測定		○
		絶縁抵抗測定		○
絶縁油試験			○	
内部点検			○	
配電盤 同上制御回路	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	保護継電器の動作特性試験		○	
	計器校正・シーケンス試験		○	
蓄電池 充電装置	外観点検	○	○	
	電池液の比重・液温・電圧測定		○	
接地装置	外観点検		○	
	接地抵抗測定		○	
負荷設備	電動機・電力応用機器	外観点検	○	○
	電熱装置・電気溶接機	絶縁抵抗測定		○

	照明器具・その他電気機械器具・接地装置	接地抵抗測定		○
	その他の付属設備	外観点検	○	○
発電設備	原動機	外観点検	○	○
	発電機	始動試験		○
	蓄電池	絶縁抵抗測定		○
	充電装置	接地抵抗測定		○
	接地装置	電気関係保護継電器の動作特性試験	○	○
	その他の付属設備	電池液の比重・液温・電圧測定		○
		騒音・振動測定		○

電気設備保安管理業務 外観点検項目

[別表2]

区分	対象負荷設備	点検箇所	点検細目
引込設備	電柱・支持物	全般	・付近でクレーン作業や掘削作業が行われていないか。
	架空電線 架空ケーブル	全般	・断線していないか ・樹木や建造物等に接触の恐れはないか。 ・付近でクレーン作業や工事用足場作業等が行われていないか。
	地中電線路	全般	・埋設部周辺で掘削や杭打ち等の土木作業が行われていないか。
負荷設備	受電室 電気室	全般	・扉が開放されていないか。 ・出入口は施錠されているか。 ・小動物や小鳥が入れる隙間や破損箇所等はないか。 ・異音や悪臭はないか。
	キュービクル	全般	・扉は閉じ、施錠されているか。 ・小動物や小鳥が入れる隙間や破損箇所等はないか。 ・異音、悪臭、振動はないか。
受電設備 配電設備 二次変電設備	受電室 電気室	全般	・扉が開放されていないか。 ・出入口は施錠されているか。 ・小動物や小鳥が入れる隙間や破損箇所等はないか。 ・異音や異臭はないか。
	キュービクル	全般	・扉は閉じ、施錠されているか。 ・小動物や小鳥が入れる隙間や破損箇所等はないか。 ・異音、異臭、振動はないか。
	電動機類	全般	・過度な変形、損傷はないか。 ・過熱や異常な臭気はないか。 ・異常な振動や騒音はないか。 ・通風状態は問題ないか。 ・正常に回転しているか。 ・過度な汚損、発錆、腐食はないか。
		接続配線	・配線・保護管の固定状態は適切か。 ・無理な力がかかっているか。
		接続線	・接続状態は適切か。
電力応用機器	全般	・過度な変形、損傷はないか。 ・過熱や異常な臭気はないか。 ・異常な振動、騒音はないか。 ・過度な汚損、発錆、腐食はないか。	

		冷却通風	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正常に作動しているか。</li> <li>・フィルターに目詰まりはないか。</li> </ul>
		指示計器 表示灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各計器の指示状態は正常か。</li> <li>・表示灯は正常か。</li> </ul>
		接続配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線・保護管の固定状態は適切か。</li> <li>・無理な力がかかっているか。</li> </ul>
		接地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続状態は問題ないか。</li> </ul>
	電熱装置	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度な変形、損傷はないか。</li> <li>・異常な臭気はないか。</li> <li>・近くに可燃物が置かれていないか。</li> </ul>
		指示計器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各計器の指示値は正常か。</li> <li>・表示灯は正常か。</li> </ul>
		接続配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線・保護管の固定状態は適切か。</li> <li>・電線が変形、損傷していないか。</li> </ul>
		接地線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続状態は適切か。</li> </ul>
	照明装置	灯具全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続固定の緩みや外れはないか。</li> <li>・過度な変形、損傷はないか。</li> <li>・過度な発錆、腐食はないか。</li> <li>・水滴がたまっていないか。</li> <li>・正常に点灯しているか。</li> </ul>
		安定器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な臭気はないか。</li> <li>・異常な騒音はないか。</li> <li>・充填物等の漏れ出しはないか。</li> </ul>
	配線・配線器具	配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線・保護管の固定状態は適切か。</li> <li>・過度な変形、損傷はないか。</li> <li>・応急仮配線が放置されていないか。</li> <li>・タコ足配線はないか。</li> <li>・短絡な配線工事はないか。</li> </ul>
		移動電線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線被覆の損傷はないか。</li> <li>・必要な保護がされているか。</li> <li>・コード等の代用配線がないか。</li> </ul>
		器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定外れはないか。</li> <li>・支持変形、破損していないか。</li> <li>・過熱変色跡がないか。</li> <li>・接続コネクタ等の防水対策ができていないか。</li> </ul>
発電設備	装置全体	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常音（不規則音）はないか。</li> <li>・異臭はないか。</li> <li>・異常な振動はないか。</li> <li>・異常な発熱はないか。</li> <li>・過度な変形、損傷はないか。</li> <li>・脱落物はないか。</li> </ul>
		燃料油系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク、配管から油漏れはないか。</li> <li>・タンクの油量は十分あるか。</li> </ul>
	原動機	冷却水系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク・配管から水漏れはないか。</li> <li>・温度計の指示状態は正常か。</li> <li>・通水状態は適切か。</li> </ul>

		潤滑油系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>油漏れはないか。</li> <li>通油状態は適切か。</li> <li>温度・圧力計の指示値は正常か。</li> <li>油面計に規定量の油があるか。</li> </ul>
	発電機	潤滑油系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>油漏れはないか。</li> <li>通油状態は適切か。</li> <li>油面計に規定量の油があるか。</li> </ul>
	制御装置盤 配電盤	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示計器類の指示値は正常か。</li> <li>表示灯類は点灯しているか。</li> </ul>
	始動用蓄電池設備	バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>液漏れはないか。</li> </ul>
		充電器	<ul style="list-style-type: none"> <li>計器類の指示状態は正常か。</li> <li>表示灯類は正常に点灯しているか。</li> </ul>
	消火設備	消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置状況は適切か。</li> </ul>

(1) 開閉屋根設備点検表

〔別表3〕

点検項目		点検方法
屋根構造	外観に異常はないか	目視
	各部ボルトに不具合はないか	目視・打検
	亀裂、変形はないか	目視
	腐食、錆の発生はないか	目視
中心軸受	軸受部の給脂はよいか	目視・給脂
	軸受部の異常発熱、異音はないか	触手・聴音
	軸受の取り付け状態は適切か	目視・打検
	軸受架台の固定ボルトに不具合はないか	目視・打検
	軸貫通部に異物、異常はないか	目視
レール	レール面に圧痕、傷はないか	目視
	レールクリップの緩みはないか	目視・打検
	レールパッドの抜けはないか	目視
	レール基礎に異常はないか	目視
	レールの不整はないか	レベル計測
	緩衝器の損傷及びボルトに不具合はないか	目視・打検
駆動装置	モーターの異音、発熱はないか	触手・聴音
	モーターの外観、取り付け状態は適切か	目視・打検
	減速機の異音、発熱はないか	触手、聴音
	減速機の油量は適切か	目視
	減速機の油質は適切か	サンプリング調査 (必要に応じて交換)
	取り付けボルトの緩みはないか	目視・打検
	リミットスイッチの取り付け状態は適切か	目視
ベルト・チェーン	伸び・弛みが規定範囲内か	目視・計測
	給付状態は適切か	目視・給脂
	ピニオンに損傷はないか	目視
	ピニオンに異常磨耗はないか	目視
	チェーンに傷、損傷はないか	目視
	ベルトに傷、損傷はないか	目視

	Vプーリーに異常はないか	目視
走行台車	外観に異常はないか	目視
	亀裂、変形はないか	目視
	腐食、錆の発生はないか	目視
	車輪路面に異常はないか	目視
	車輪軸受部の給脂はよいか	目視・給脂
	ガイドローラーに異常はないか	目視
	浮上防止装置に異常はないか	目視
	屋根柱脚部ピン軸部に異常はないか	目視
ロック装置	ロックシリンダーの異音はないか	作動・聴音
	給脂状態は問題ないか	目視・給脂
	取り付けボルトの緩みはないか	目視・打検
雨仕舞	外観に異常、損傷はないか	目視
	交差部に異物、損傷はないか	目視
操作盤・ 制御盤	盤内機器の緩みはないか	目視
	パネル内機器に異常はないか	目視・触手点検
	端子ビスの緩みはないか	触手・増締
	電線類の損傷はないか	目視
	絶縁抵抗は正常か	測定
	シーケンサーのバッテリーに異常はないか	目視（日付確認）
安全装置	電源電圧は正常か	測定
	リミットスイッチの作動はよいか	作動
	取り付けビス類の緩みはないか	目視・増締
作動確認	非常停止の作動は正常か	作動
	作動中の異音、振動等はないか	目視・作動
	停止装置の変化はないか	作動
	建家壁との隙間はよいか	目視

(2) 昇降式ピッチャーマウンド点検表

点検項目		点検方法
構造部材	外部に異常はないか	目視
	各部ボルトに不具合はないか	目視・打検
	亀裂、変形はないか	目視
	腐食、錆の発生はないか	目視
昇降装置	ウォームジャッキの給脂状態は適切か	目視・給脂
	マイタギヤーに異常はないか	目視・給脂
	ガイドローラー、ピン軸に異常はないか	目視・打検
	固定ボルトに緩みはないか	目視・打検
	ガイドレール、ローラの間隙は適切か	目視
駆動装置	モーターの異音、発熱はないか	触手・聴音
	ブレーキの異音、発熱はないか	触手・聴音
	ベルトの伸び、弛みが規定値内か	目視・計測
	ベルトに傷、損傷はないか	目視
	Vプーリーに異常はないか	目視
	取り付けボルト類の緩みはないか	目視・打検



操作盤・ 制御盤	盤内機器の緩みはないか	目視・触手
	表示灯類の点灯状態は適切か	作動
	端子の緩みはないか	触手・増締
	絶縁抵抗は適切か	測定
安全装置	リミットスイッチは正常に作動するか	作動
	取り付けビス類の緩みはないか	目視・増締
	非常停止の作動は正常か	作動
作動装置	作動中の異音、振動等はないか	目視・作動
	停止位置の変化はないか	作動
	建家壁との隙間は適切か	作動
その他	電線、配管の損傷はないか	目視
	照明機器の状態は適切か	目視
	ピット内の乾燥状態は適切か	目視

### (3) スコアボード点検表

点検項目		点検方法
構造部材	本体の腐食、錆状態等の問題はないか	目視
	各部ボルトの不具合はないか	目視・打検・増締
	本体の亀裂、変形はないか	目視
	転倒防止アンカー装置の損傷、変形はないか	目視・打検
	スコアボードの損傷、変形はないか	目視
	各部ボルトの緩みはないか	目視・打検・増締
	可動車輪の損傷、変形はないか	目視
	各部ボルトの緩みはないか	目視・打検・増締
	ウォーム部のグリース状態は適切か	目視・グリース補給
	スクリー部のグリース状態は適切か	目視・グリース塗布
制御盤・ 操作卓	牽引パイプの損傷、変形はないか	目視
	盤扉の損傷、変形、腐食はないか	目視
	表示灯・ヒューズに異常はないか	目視
	盤内端子の緩みはないか	目視・触手・増締
	コネクターケーブルの損傷、変形はないか	目視・触手・増締
	絶縁抵抗は正常か	測定
	中継BOXの損傷、変形はないか	目視
	スコアボード操作卓の損傷、変形はないか	目視
作動テスト	競技時計操作卓の損傷、変形はないか	目視
	チーム名の表示機能は正常か	目視・触手
	得点の表示機能は正常か	目視・触手
	合計得点の表示機能は正常か	目視・触手
	カウントランプの表示機能は正常か	目視・触手
競技時計の表示機能は正常か	目視・触手	

### (4) 可動席ユニット・台車点検表

点検項目	点検方法
------	------

可動席ユニット	外観に異常はないか	目視
	ボルト類の緩み、きしみはないか	目視・打検
	亀裂、変形はないか	目視
	腐食、錆の発生はないか	目視
	走行車輪に異常はないか	目視・給脂
	セーティング設備に異常はないか	目視
台車	台車フレームに異常はないか	目視・打検
	走行車輪に異常はないか	目視
	タイヤの圧力は適切か	測定
	油圧モーターに異常はないか	目視
	油圧ユニットに異常はないか	目視・聴音
	油量は適切か	目視
	油質は適切か	サンプリング
	バッテリーに異常はないか	目視
	制御機器に異常はないか	目視
	制御機器の端子増締めは正常か	増締
	安全装置は適切に作動するか	作動
	リフトシリンダーに異常はないか	作動
	運転の際に異常はないか	作動
	絶縁抵抗は正常か	測定

[別表4]

清掃業務 日常・定期清掃基準表

作業種別				日常清掃									定期清掃			備考	
				床掃き掃除	床水洗い	便器洗い	衛生関係消耗品補充	マット類清掃	ガラス拭き掃除	灰皿・吸殻の処理	浴槽洗い	除草	ロッカー拭き掃除	じん芥処理	床面洗浄		ワックス掛け
階	室名	床材質	床面積(m <sup>2</sup> )														
センター棟	キャビナー	せつ品質タイル	100.00	1/3									適				<p>●日常清掃（頻度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/日：毎日</li> <li>・1/3：3日毎</li> <li>・1/週：週1回</li> <li>・1/1月：月1回</li> <li>・適：適時</li> </ul> <p>●定期清掃（頻度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/3月：3か月毎</li> <li>・1/6月：6か月毎</li> </ul>
	風除室	ゴムタイルマット	17.63	1/3					適				適				
	エントランスホール	ゴムチップ	206.62	1/3						適			適				
	廊下	〃	51.15	1/3					適				適				
	応接室	カーペットタイル	12.16	1/週					適				適	1/6月			
	事務室	ビニールタイル	73.38	1/週					適				適	1/6月	1/6月		
	監視室	〃	11.20	1/週					適				適	1/6月	1/6月		
	救護室	〃	10.50	1/週					適				適	1/6月			
	会議室	ビニールタイル	51.06	1/週					適				適	1/6月			
	ロッカー室	ゴムチップ	66.91	1/日									適	適			
	シャワー室	磁器質タイル	94.00		1/日				適			1/日		適			
	メンテナンス要員控室	畳	4.38	1/週										適			
	WC(ロッカー室内3か所)	長尺シート	5.53	1/日	1/日	1/日	適							適	1/6月		
	男子トイレ	〃	13.47	1/日	1/日	1/日	適		適					適	1/6月		
	女子トイレ	〃	16.07	1/日	1/日	1/日	適		適					適	1/6月		
身障者トイレ	〃	10.42	1/日	1/日	1/日	適							適	1/6月			
渡り廊下	ウレタン塗装	144.64	1/日					適					適				

作業種別				日常清掃										定期清掃			備考	
				床 掃き 掃除	床 水 洗 い	便 器 洗 い	衛 生 関 係 消 耗 品 補 充	マ ツ ト 類 清 掃	ガ ラ ス 拭 き 掃 除	灰 皿 ・ 吸 殻 の 処 理	浴 槽 洗 い	除 草	ロ ッ カ ー の 拭 き 掃 除	じ ん 芥 処 理	床 面 洗 浄	ワ ツ ク ス 掛 け		内 外 ガ ラ ス 清 掃
階	室名	床材質	床面積(m <sup>2</sup> )															
ドーム棟 B1F	選手控室×2	ゴムチップ <sup>o</sup>	140.20	1/3														●日常清掃（頻度） ・1/日：毎日 ・1/3：3日毎 ・1/週：週1回 ・1/1月：月1回 ・適：適時  ●定期清掃（頻度） ・1/3月：3か月毎 ・1/6月：6か月毎
	多目的室	〃	70.10	1/3														
	トレーニング室	〃	70.10	1/3														
	階段室×2	〃	145.80	1/週														
	男子トイレ×2	磁器タイル	32.80	1/日	1/日	1/日	適											
	女子トイレ×2	〃	33.00	1/日	1/日	1/日	適											
	障害者トイレ×2	〃	8.60	1/日	1/日	1/日	適											
	通路	ゴムチップ <sup>o</sup>		適														
ドーム棟 1F	風除室	ゴムタイル	91.00	1/3					1/3									
	エントランスホール	ゴムチップ <sup>o</sup>	1141.50	1/3					1/日	適								
	リフレッシュスペース	〃	140.00	1/週														
	階段室	ウレタン塗床	112.40	1/週														
	男子トイレ×2	磁器タイル	29.00	1/日	1/日	1/日	適											
	女子トイレ×2	〃	33.20	1/日	1/日	1/日	適											
	身障者トイレ×2	〃	8.80	1/日	1/日	1/日	適											
	可動席			適														
	中央階段	ウレタン塗床		適														

作業種別				日常清掃										定期清掃			備考
				床掃き掃除	床水洗い	便器洗い	衛生関係消耗品補充	マット類清掃	ガラス拭き掃除	灰皿・吸殻の処理	浴槽洗い	除草	ロッカーの拭き掃除	じん芥処理	床面洗淨	ワックス掛け	
階	室名	床材質	床面積(m <sup>2</sup> )														
ドーム棟 2F	コントロールルーム	帯電防止	46.00	適										適			●日常清掃（頻度） ・1/日：毎日 ・1/3：3日毎 ・1/週：週1回 ・1/1月：月1回 ・適：適時  ●定期清掃（頻度） ・1/3月：3か月毎 ・1/6月：6か月毎
	展望デッキ	ウレタン塗床	277.20	1/週						適				適			
	エレベーター	ゴムタイル	27.00	1/週										適			
	ブリッジ	ウレタン塗床	106.50	1/週										適			
	階段室×2	〃	137.40	1/週										適			
ドーム棟 3F	展望ラウンジ	ウレタン樹脂	111.60	1/週										適			
	スポーツミュージアム	ゴムチップ	107.20	1/週										適			
	観覧ギャラリー	ウレタン樹脂	187.80	1/週										適			
	階段室	〃	103.70	1/週										適			
	男子トイレ	長尺塩ビシート	22.00	1/日	1/日	1/日	適							適			
	女子トイレ	〃	22.00	1/日	1/日	1/日	適							適			
	障害者トイレ	〃	10.50	1/日	1/日	1/日	適							適			
環境発見遊具	男子トイレ		53.40	1/日	1/日	1/日	適							適			
	女子トイレ		53.40	1/日	1/日	1/日	適							適			
	障害者トイレ		48.60	1/日	1/日	1/日	適							適			
屋外	駐車場													適			
	その他													適			

## 設備概要

### ドーム棟

#### 1 電気設備

##### (1) 高圧受変電設備

グラウンド照明変圧器	500KVA×1台	
イベント音響変圧器	50KVA×1台	
イベント電灯及び低圧電灯変圧器	300KVA×1台	
イベント動力及び低圧動力変圧器	500KVA×1台	合計 1,350KVA

##### (2) 進相コンデンサー

109KVA×2台	
8.7KVA×2台	合計 235.4KVA

#### 2 空調設備

##### (1) 空冷ヒートポンプエアコン（室外機）地下1階用×1台

ビルマルチ形
20馬力モジュール
冷房能力 56kw
暖房能力 63kw

##### (2) 空冷ヒートポンプエアコン（室外機）地下1階用×1台

ビルマルチ形
16馬力モジュール
冷房能力 35.5kw
暖房能力 40kw

##### (3) 氷蓄熱タンク×1台

製氷量 1.55トン
蓄熱量 620MJ
蓄冷時間 10時間

##### (4) 空冷ヒートポンプエアコン（室内機）選手控室用×4台

天井埋込形（カセット）
冷房能力 8kw
暖房能力 9kw

##### (5) 空冷ヒートポンプエアコン（室内機）多目的室用×4台

天井埋込形（カセット）
冷房能力 8kw
暖房能力 9kw

- (6) 空冷ヒートポンプエアコン（室内機）本部席用×2台  
天井埋込形（カセット）  
冷房能力 9kw  
暖房能力 10kw
- (7) 空冷ヒートポンプエアコン（室外機）コントロール室用×1台  
ビルマルチ形  
10馬力モジュール  
冷房能力 28kw  
暖房能力 31.5kw
- (8) 空冷ヒートポンプエアコン（室内機）コントロール室用×2台  
天井埋込形（カセット）  
冷房能力 14kw  
暖房能力 16kw
- (9) 全熱交換ユニット（選手控室用）×2台  
天井埋込形  
ダクト径 500×250  
風量 1,260m<sup>3</sup>/h
- (10) 全熱交換ユニット（多目的室用）×2台  
天井埋込形  
ダクト径 500×250  
風量 1,260m<sup>3</sup>/h
- (11) 全熱交換ユニット（本部席用）×2台  
天井埋込形  
ダクト径 φ200  
風量 400m<sup>3</sup>/h
- (12) 全熱交換ユニット（コントロール室用）×1台  
天井埋込形  
ダクト径 φ150  
風量 300m<sup>3</sup>/h
- (13) 給気ファン（全熱交換ユニット用ブースターファン）×1台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 3×6, 800m<sup>3</sup>/h×25mmAq

- (14) 給気ファン（地下1階電気室用）×1台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 4×14, 600m<sub>3</sub>/h×30mmAq×5. 5KW
- (15) 給気ファン（地下1階受水槽室用）×1台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 2×2, 340m<sub>3</sub>/h×30mmAq×0. 75KW
- (16) 排気ファン（地下1階電気室用）×1台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 4×14, 600m<sub>3</sub>/h×30mmAq×5. 5KW
- (17) 排気ファン（地下1階受水槽室用）×1台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 2×2, 340m<sub>3</sub>/h×30mmAq×0. 75KW
- (18) 排気ファン（地下1階倉庫用）×2台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 11/4×500m<sub>3</sub>/h×16mmAq×0. 2KW
- (19) 排気ファン（地下1階男子トイレ用）×2台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 13/4×1, 180m<sub>3</sub>/h×25mmAq×0. 3KW
- (20) 排気ファン（地下1階女子トイレ用）×2台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 11/2×790m<sub>3</sub>/h×25mmAq×0. 2KW
- (21) 排気ファン（地下1階身障者トイレ用）×2台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 11/2×280m<sub>3</sub>/h×25mmAq×0. 2KW
- (22) 排気ファン（地下1階EV機械室用）×2台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 2×3, 700m<sub>3</sub>/h×25mmAq×1. 5KW
- (23) 排気ファン（1階男子トイレ用）×2台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No, 13/4×1, 180m<sub>3</sub>/h×25mmAq×0. 3KW
- (24) 排気ファン（1階女子トイレ用）×2台  
ストレートシロッコファン（天吊形）  
No. 11/2×790m<sub>3</sub>/h×25mmAq×0. 2KW



- (25) 排気ファン（1階身障者トイレ用）×2台  
 ストレートシロッコファン（天吊形）  
 No. 1 1 / 2×280 m<sup>3</sup>/h×25 mmA q×0. 2 KW
- (26) 排気ファン（1階器具庫用）×2台  
 ストレートシロッコファン（天吊形）  
 No. 2×3, 600 m<sup>3</sup>/h×25 mmA q×0. 75 KW
- (27) 排気ファン（2階スタッフルーム便所用）×1台  
 天井扇  
 φ100×90 m<sup>3</sup>/h×5 mmA q×15 W
- (28) 排気ファン（3階男子トイレ用）×1台  
 ストレートシロッコファン（天吊形）  
 No. 1 1 / 2×810 m<sup>3</sup>/h×25 mmA q×0. 2 KW
- (29) 排気ファン（3階女子トイレ用）×1台  
 ストレートシロッコファン（天吊形）  
 No. 1 1 / 2×810 m<sup>3</sup>/h×25 mmA q×0. 2 KW
- (30) 排気ファン（3階身障者トイレ用）×1台  
 ストレートシロッコファン（天吊形）  
 No. 1 1 / 2×240 m<sup>3</sup>/h×25 mmA q×0. 2 KW
- (31) 排気ファン（3階倉庫用）×1台  
 ストレートシロッコファン（天吊形）  
 No. 1 1 / 2×570 m<sup>3</sup>/h×25 mmA q×0. 2 KW

### 3 給排水設備

- (1) 受水槽×2台  
 ERP製一体型角形水槽（複合板）  
 容量 20 m<sup>3</sup>
- (2) 上水加圧給水装置×2台  
 推定末端圧力一定給水ユニット（周波数制御方式）  
 65φ×80φ×910 L / m i n×50 m
- (3) 汚水ポンプ×2台  
 汚水用水中ポンプ（自動交互、非常時同時）  
 100φ×800 L / m i n×20 m

- (4) 雑排水ポンプ×2台  
汚水用水中ポンプ（自動交互、非常時同時）  
100φ×800L/min×20m

- 4 蓄電池  
使用蓄電池：シール形高率放電用ペースト式鉛蓄電池（9個）  
使用時間：30分  
負荷容量：客席通路誘導灯320VA

## センター棟

### 1 電気設備

- (1) 高圧受変電設備  
低圧動力変圧器 150KVA×1台  
低圧電灯変圧器 100KVA×1台 合計250KVA
- (2) 自家発電設備  
非常用発電機 200KVA×1台

### 2 空調設備

- (1) 空冷式チリングユニット×1台  
冷却能力 132,000Kcal/h
- (2) 真空式温水ボイラー（2回路型）×1台  
缶体出力 500,000Kcal/h  
燃料消費量 灯油 68L/h  
最高使用圧力 5kg/cm<sup>2</sup>
- (3) 冷温水ポンプ×1台  
片吸込渦巻型 65φ×50φ×440L/min×25m
- (4) 冷暖房用膨張タンク×1台  
密閉式  
タンク容量 50L  
最大吸収量 34L  
最高使用圧力 5kg/cm<sup>2</sup>

- (5) 融雪用熱交換器×1台  
 交換熱量 500,000Kcal/h  
 最高使用圧力 5kg/cm<sup>2</sup>
- (6) オイルタンク（地下タンク貯蔵所）×1台  
 容量 3,000L
- (7) オイルサービスタンク×1台  
 鉄板製  
 容量 150L
- (8) オイルギヤポンプ（灯油用）×2台  
 12φ×4L/min×2kg/cm<sup>2</sup>
- (9) コンパクト型空気調和機（エントランスホール用）×2台  
 床置形（消音チャンバ付）  
 冷房能力 17,500Kcal/h（冷水量 58L/min）  
 暖房能力 13,600Kcal/h（温水量 43L/min）  
 送風機 3,900m<sup>3</sup>/h×（機外静圧）25mmAq
- (10) コンパクト型空気調和機（食堂用）×1台  
 床置形（消音チャンバ付）  
 冷房能力 32,400Kcal/h（冷水量 108L/min）  
 暖房能力 24,700Kcal/h（温水量 81L/min）  
 送風機 7,300m<sup>3</sup>/h×（機外静圧）35mmAq
- (11) ファンコイルユニット（メンテ要員控室用）×1台  
 天吊形（定流量弁付）  
 冷房能力 2,410Kcal/h（冷水量 8L/min）  
 暖房能力 3,220Kcal/h（温水量 11L/min）  
 送風機 680m<sup>3</sup>/h
- (12) ファンコイルユニット（救護室用）×1台  
 天井カセット形4方向吹出（定流量弁付）  
 冷房能力 1,110Kcal/h（冷水量 4L/min）  
 暖房能力 1,250Kcal/h（温水量 4L/min）  
 送風機 340m<sup>3</sup>/h
- (13) ファンコイルユニット（監視室用）×1台  
 天井カセット形4方向吹出（定流量弁付）  
 冷房能力 1,040Kcal/h（冷水量 3L/min）  
 暖房能力 900Kcal/h（温水量 3L/min）

送風機 340m<sup>3</sup>/h

- (14) ファンコイルユニット（事務室用）×3台  
天井カセット形4方向吹出（定流量弁付）  
冷房能力 4,080Kcal/h（冷水量 14L/min）  
暖房能力 3,350Kcal/h（温水量 11L/min）  
送風機 1,280m<sup>3</sup>/h
- (15) ファンコイルユニット（応接室用）×1台  
天井カセット形4方向吹出（定流量弁付）  
冷房能力 2,920Kcal/h（冷水量 10L/min）  
暖房能力 3,150Kcal/h（温水量 11L/min）  
送風機 680m<sup>3</sup>/h
- (16) ファンコイルユニット（ロッカー室60人分用×2室）×2台  
天井カセット形4方向吹出（定流量弁付）  
冷房能力 2,540Kcal/h（冷水量 8L/min）  
暖房能力 2,400Kcal/h（温水量 8L/min）  
送風機 680m<sup>3</sup>/h
- (17) ファンコイルユニット（ロッカー室72人分用）×1台  
天井カセット形4方向吹出（定流量弁付）  
冷房能力 6,280Kcal/h（冷水量 21L/min）  
暖房能力 4,970Kcal/h（温水量 17L/min）  
送風機 1,360m<sup>3</sup>/h
- (18) ファンコイルユニット（会議室用）×2台  
天井カセット形4方向吹出（定流量弁付）  
冷房能力 6,000Kcal/h（冷水量 20L/min）  
暖房能力 4,610Kcal/h（温水量 15L/min）  
送風機 1,360m<sup>3</sup>/h
- (19) 全熱交換ユニット（エントランスホール用）×1台  
天吊埋込形  
ダクト径 500×250  
風量 1,140m<sup>3</sup>/h
- (20) 全熱交換ユニット（食堂用）×1台  
天吊埋込形  
ダクト径 500×250  
風量 1,440m<sup>3</sup>/h
- (21) 全熱交換ユニット（救護室用）×1台

天吊埋込形  
ダクト径  $\phi 100$   
風量  $60 \text{ m}_3/\text{h}$

(22) 全熱交換ユニット（監視室用）×1台  
天吊埋込形  
ダクト径  $\phi 100$   
風量  $60 \text{ m}_3/\text{h}$

(23) 全熱交換ユニット（事務室用）×1台  
天吊埋込形  
ダクト径  $\phi 200$   
風量  $340 \text{ m}_3/\text{h}$

(24) 全熱交換ユニット（応接室用）×1台  
天吊埋込形  
ダクト径  $\phi 100$   
風量  $60 \text{ m}_3/\text{h}$

(25) 全熱交換ユニット（ロッカー室60人分用×2室）×2台  
天吊埋込形  
ダクト径  $\phi 200$   
風量  $360 \text{ m}_3/\text{h}$

(26) 全熱交換ユニット（ロッカー室72人分用）×1台  
天吊埋込形  
ダクト径  $\phi 200$   
風量  $480 \text{ m}_3/\text{h}$

(27) 全熱交換ユニット（会議室用）×1台  
天吊埋込形  
ダクト径  
風量  $960 \text{ m}_3/\text{h}$

(28) 給気ファン（厨房用）×1台  
ストレートシロココファン（天吊形）  
No. 2 1/2×3,  $500 \text{ m}_3/\text{h} \times 25 \text{ mmAq}$

(29) 給気ファン（機械室用）×1台  
ストレートシロココファン（天吊形）  
No. 2×2,  $700 \text{ m}_3/\text{h} \times 25 \text{ mmAq}$

(30) 給気ファン（電気室用）×1台  
ストレートシロココファン（天吊形）

No. 2 1/2×4, 540m<sup>3</sup>/h×25mmAq

- (31) 排気ファン (厨房用) ×1 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 2 1/2×3, 500m<sup>3</sup>/h×25mmAq
- (32) 排気ファン (トイレ用) ×1 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/4×60m<sup>3</sup>/h×20mmAq
- (33) 排気ファン (メンテ要員控室用) ×1 台  
有圧換気扇 (シャッター、ウェザーカバー付)  
φ200×80m<sup>3</sup>/h×5mmAq
- (34) 排気ファン (湯沸室用) ×1 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/4×80m<sup>3</sup>/h×25mmAq
- (35) 排気ファン (ロッカー室用) ×1 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/4×80m<sup>3</sup>/h×20mmAq
- (36) 排気ファン (トイレ用×2室) ×2 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/4×120m<sup>3</sup>/h×20mmAq
- (37) 排気ファン (倉庫用) ×1 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/4×180m<sup>3</sup>/h×20mmAq
- (38) 排気ファン (シャワー室内トイレ用×3室) ×3 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/4×80m<sup>3</sup>/h×20mmAq
- (39) 排気ファン (男子トイレ用) ×1 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/2×660m<sup>3</sup>/h×25mmAq
- (40) 排気ファン (女子トイレ用) ×1 台  
ストレートシロッコファン (天吊形)  
No. 1 1/2×420m<sup>3</sup>/h×25mmAq
- (41) 排気ファン (身障者トイレ用×2室) ×2 台

ストレートシロッコファン (天吊形)

No. 1 1 / 4 × 1 7 0 m<sub>3</sub> / h × 2 0 mm A q

(42) 排気ファン (遊具男子、女子トイレ用×2室) × 2 台

有圧換気扇 (シャッター、ウェザーカバー付)

φ 3 0 0 × 8 0 0 m<sub>3</sub> / h × 5 mm A q

(43) 排気ファン (遊具身障者トイレ用×2室) × 2 台

有圧換気扇 (シャッター、ウェザーカバー付)

φ 2 5 0 × 3 0 0 m<sub>3</sub> / h × 5 mm A q

(44) 排気ファン (休憩スペース用×2室) × 1 台

有圧換気扇 (シャッター、ウェザーカバー付)

φ 2 0 0 × 8 0 m<sub>3</sub> / h × 5 mm A q

### 3 給排水設備

(1) 貯湯槽×1 台

ステンレス製立形貯湯タンク (TVW-50相当) SUS444

容量 6, 000 L

(2) 循環濾過装置×2 台

全自動浴槽循環濾過装置 (温度制御機能付き)

濾過処理能力 3. 2 m<sub>3</sub> / h

熱交換能力 19, 000 K c a l / h

(3) バイブラ装置×2 台

ジェット式気泡ユニット

ジェットポンプ (240 m<sub>3</sub> / m i n) 及びエアブローアー搭載

(4) 給湯1次循環ポンプ×2 台

ラインポンプ (SUS製)

32φ×110 L / m i n × 8 m

(5) 給湯2次循環ポンプ×2 台

ラインポンプ (SUS製)

25φ×40 L / m i n × 6 m

(6) 濾過装置循環ポンプ×2 台

ラインポンプ

25φ×40 L / m i n × 8 m

(7) 給湯用膨張タンク×1 台

密閉式

タンク容量 250 L  
最大吸収量 150 L  
最高使用圧力 5 kg / c m<sup>2</sup>

(8) 濾過装置用膨張タンク×1台

密閉式

タンク容量 10 L  
最大吸収量 5 L  
最高使用圧力 5 kg / c m<sup>2</sup>

(9) 雑排水ポンプ×2台

雑排水用水中ポンプ（自動交互、非常時同時）

50φ×150 L / m i n × 8 m

(10) 汚水ポンプ（遊具便所用）×2台

汚水用水中ポンプ（自動交互、非常時同時）

80φ×400 L / m i n × 16 m